

成年後見制度とは？

地域で安心して暮らすために

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。すでに判断能力が不十分な状態の法定後見制度と判断能力がある状態の任意後見制度があります。

不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約など、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行います。

練馬社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」の担当の方を講師に迎え、成年後見制度について説明していただきます。

将来の「何となくの不安」を解消するために、いっしょに学びませんか。

終了後、自由参加で練馬・生活者ネットワークの区議会議員と意見交換会を行います。

区政のことで聞きたい方はぜひ、この機会にどうぞ！



日時

2025年 **11**月**12**日(水) **10時～11時30分**

(自由参加) 11時30分～12時「生活者ネットワーク区議会議員と話そう」開催

場所

石神井公園区民交流センター3階 研修室

内容

成年後見制度の概要説明

講師：練馬社会福祉協議会の権利擁護センター
「ほっとサポートねりま」の担当者

定員

20人（定員を超え次第締切ります）

資料代 **100円**

問合せ・申込 **練馬・生活者ネットワーク 電話(03-3993-4899)、**
メール(info@nerima-net.gr.jp)または Web 申込み⇒

主催

練馬・生活者ネットワーク



(主催・問合せ先) 練馬・生活者ネットワーク

練馬区練馬 1-15-1-302 TEL03-3993-4899 Fax03-5999-4632

Eメールアドレス：info@nerima-net.gr.jp

HP：練馬・生活者ネットワーク

